

改正

平成20年5月1日規則第44号

平成21年4月28日規則第16号

平成30年3月22日規則第7号

旭川市社会福祉審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川市社会福祉審議会条例（平成12年旭川市条例第30号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 旭川市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に次の各号に掲げる専門分科会を置き、それぞれ当該各号に定める事項を調査審議させるものとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 障害者の福祉に関する事項
- (3) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項

2 前項各号に掲げる専門分科会に係る事項以外の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に同項各号に掲げる専門分科会以外の専門分科会を置くことができる。

3 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集する。

4 専門分科会長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、専門分科会を招集しなければならない。

5 専門分科会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決すところによる。

7 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

8 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(審査部会)

第3条 障害者福祉専門分科会に審査部会を置き、次に掲げる事項を調査審議させるものとする。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項

(2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定及び取消しに関する事項

- 2 審査部会は、障害者福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する者で組織する。
- 3 審査部会に審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 審査部会の会議は、審査部会長が招集する。
- 5 審査部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 6 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(部会)

第4条 前条第1項に規定する審査部会のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門分科会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから専門分科会長が指名する者で組織する。
- 3 前条第3項から第6項までの規定は、部会について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「審査部会」とあるのは「部会」と、「審査部会長」とあるのは「部会長」と、同条第5項中「審査部会長」とあるのは「部会長」と、同条第6項中「審査部会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(専門分科会の庶務)

第5条 次の各号に掲げる専門分科会の庶務は、それぞれ当該各号に定める課において処理する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 福祉保険部福祉保険課
- (2) 障害者福祉専門分科会 福祉保険部障害福祉課
- (3) 高齢者福祉専門分科会 福祉保険部長寿社会課

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年4月28日規則第16号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年5月10日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日規則第7号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。(後略)